

税の川通信

法人と生命保険について

〈国税庁が保険税務の取り扱いの見直しを表明〉

先日、国税庁が「契約者が法人で、契約期間が3年以上の定期保険と第三分野保険のうち解約返戻率が最大で50%を超えるもの」について、今後の税務（法人税）上の取り扱いを見直す方針を示しました。それを受け、各保険会社では、その対象になり得る保険商品の販売を一時停止しています。その見直しは、どう変更されるのか？既契約分にまで至るのか？その具体的取り扱いについては、私がこの原稿を書いている時点ではまだ公表されていません。

今回はそういった動きを背景に、従来の法人契約における生命保険の税務処理やその考え方等についてまとめてみたいと思います。

〈生命保険について〉

生命保険の種類はさまざまです。死亡保険や貯蓄性の保険、医療保険、がん保険、三大疾病保険、介護保険なんでものがあります。



坂本喜一税理士事務所
税理士 草野 滋

会社経営をする上での様々なリスクを想定し、いざというときに必要な保障額を算定し、払えるお金と相談しながら、生命保険でリスクヘッジをしています。

会社やその関係者を守る生命保険の役割は、中小企業の経営者にとって必要不可欠なものです。

ですが、生命保険が持つ本来の目的や必要保障といった考え方をよそに、目先の法人税の納税額を減らしたい会社経営者のニーズがあります。それに応えるように、途中解約を前提に払込保険料の全額を損金として処理できる保険商品が開発され、その販売が過熱。それを受け、国税庁が上記のような税務処理の見直しの方針を示しました。

〈法人税の税務処理〉

保険契約者が法人の生命保険契約なので、関連する税金は法人税です。会社が納める法人税は、その事業年度の益金（＝収益）から損金（＝原価、経費）を差し引いた所得（＝利益）に対して課税されます。

法人契約における生命保険と法人税のからみは、その保険料を支払ったときの処理方法と、保険金や解約返戻金を受け取ったときの処理方法になります。

なお、保険の種類には、終身保険、定期保険、養老保険等ありますが、今回は定期保険にしぼって説明します。

定期保険には、1年・10年といった年単位で保険期間を決めるものや、60歳・70歳までなどのように保険期間の満了期間を年齢で決めるものがあります。99歳満了や100歳満了といった超長期的なものまであります。

短期的な定期保険は、年齢とともに保険料の金額も更新され、一般的に、掛け捨てで、解約時の返戻金はありません。

一方、保険期間が長期的なものであればあるほど、保険期間の前半時に実際の年齢に比べて多くの保険料を先に払ってることから、解約時の返戻金の金額も大きくなってくる理屈です。

具体的な税務処理は以下の通り。

① 定期保険の保険料を支払った時の処理

① 長期平準定期保険（保険期間が長いもの）
・ 払込保険料の1/2が損金計上。残りの1/2が資産計上。

② 通増定期保険（保険金額が最初は小さいが、契約年数に応じて徐々に増加するタイプの定期保険）
・ 損金計上割合が1/2損金や1/3損金、1/4損金と、被保険者の年齢や保険期間等によって細かく分類されます。

③ ①、②以外の定期保険・・・払込保険料の全額が損金計上。（いわゆる「全損」）

右記①の長期平準定期保険は、被保険者の保険期間満了時の年齢や保険期間によつてその定義づけがされています。そこに該当しないように設計すれば、解約返戻金がある「全損」の保険商品になります。

実際、クライアントが保険の代理店から提案され、このような商品の意見を求められるケースがあります。確かに現行上のルールでは払込保険料の処理は「全損」扱いですが、保険期間が中途半端なため解約返戻率もあまりよくない。肝心の保障内容も本当に必要なの？ということもあるし、そもそも、その経営者自体、保障内容をきちんと理解していない。ただ、「全損」というキーワードが独り歩きしている。そう感じることもあります。

払込保険料については、保険商品の内容により、「全損」「1/2損金」「1/3損金」「1/4損金」と色々ありますが、それに対し、保険金や解約返戻金の受取時の税務処理は以下の通り。

② 保険金・解約返戻金を受け取った時の処理

「保険金・解約返戻金を受け取った時の処理」
受け取った保険金・解約返戻金から保険料の払い込み時に資産計上した金額の累積額を控除した金額が益金算入されます。

つまり、「全損」の保険商品についていえば、受取保険金や解約返戻金が多ければ課税の対象になるということです。

そのときに役員退職金等の支払事由があれば別ですが、解約返戻率がピークになったから解約するといっても、その多額な解約返戻金に対してはまとめて課税されます。

「全損」は節税ではありません。課税されるタイミングが違うだけです。

保険料を払う「入口」だけでなく、受け取る時の「出口」についてもしっかり考える必要があるのです。

〈最後に〉

苦勞して会社を立ち上げ、軌道に乗せ、会社で借入をする際には個人で連帯保証をし、会社にお金がないときは自分のお金を会社に入れ。と、中小企業の経営者は、一従業員とは比べ物にならないほどの責任やリスクを負っています。時には無理もしなければならぬ。だからこそ、掛け捨てでも、返戻金ありのものでも、保険でリスクをカバーしておき必要があるし、そのための保険料を必要経費と捉えるべきと感じます。

国税庁も金融庁も行き過ぎた部分に対しては正すのは当然とも思いますが、税務処理が確定しない今の状況についてはよろしくないと考えます。ぜひ冷静な判断で、早急な対応を願いたいと思います。